

議案第10号

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令について

令和8年3月25日提出

豊橋市教育委員会  
教育長 原 田 憲 一

豊橋市教育委員会訓令第 号

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成 5 年豊橋市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後					
別表第 1（第 2 条関係）					
職員の区分		勤務時間	週勤務時間	休憩時間	週休日
教育政策課	小・中学校、くすのき特別支援学校、家政高等専修学校用務員	9 : 00 ~ 16 : 00 <u>8 : 10 ~ 15 : 10</u>	(略)		
	<u>豊橋高等学校用務員</u>	<u>8 : 00 ~ 15 : 00</u>	<u>30時間</u>	<u>11 : 00 ~ 12 : 00</u>	<u>日曜日及び土曜日</u>
保健給食課	<u>南部学校給食センター長</u>	<u>8 : 15 ~ 15 : 15</u> <u>8 : 15 ~ 15 : 30</u>	<u>31時間</u>	<u>12 : 00 ~ 13 : 00</u>	<u>日曜日及び土曜日</u>
	北部学校給食センター長	(略)			
	(略)				

生涯学 習課	(略)				
図書館	A勤務職員	8:30~15:30	31時間	12:00~	4週間
	B勤務職員	9:00~16:00		13:00	につき
	C勤務職員	9:15~17:15		12:30~	8日
	D勤務職員	10:15~17:15		13:30	
	E勤務職員	12:15~19:15		13:00~	
			14:00		
美術・ 文化財 課	(略)				
(略)					

別表第2 (第3条関係)

職員の区分		勤務時間	休憩時間	週休日
(略)				
保健給食課	東部学校給食センター 職員	(略)		
(略)				
地域教育推 進室	(略)			
図書館	中央図書館職員	8:30~17:15	11:30~12:30	4週間
			12:00~13:00	につき
			12:30~13:30	8日
		10:30~19:15	13:00~14:00	
	向山図書館職員	7:30~16:15	12:00~13:00	4週間
		8:30~17:15	又は13:00~ 14:00	につき 8日
	大清水図書館職員	8:30~17:15	11:30~12:30	4週間
			12:00~13:00	につき
			12:30~13:30	8日
		10:30~19:15	13:00~14:00	

	まちなか図書館職員	8 : 30～17 : 15	11 : 30～12 : 30	4 週間
			12 : 00～13 : 00	につき
			12 : 30～13 : 30	8 日
		12 : 30～21 : 15	16 : 00～17 : 00	
美術・文化 財課	(略)			
(略)				

改正前						
別表第 1 (第 2 条関係)						
職員の区分		勤務時間	週勤務時間	休憩時間	週休日	
教育政 策課	小・中学校、くすのき 特別支援学校、家政高 等専修学校用務員	9 : 00～16 : 00	(略)			
	豊橋高等 学校	事務職員	9 : 00～16 : 00	30時間	12 : 00～ 13 : 00	日曜日 及び土 曜日
			14 : 15～21 : 15		17 : 00～ 18 : 00	
		用務員	8 : 00～15 : 00		11 : 00～ 12 : 00	
保健給 食課		北部学校給食センター 長	(略)			
		(略)				
生涯学 習課	(略)					
美術博 物館	(略)					
(略)						
別表第 2 (第 3 条関係)						
職員の区分		勤務時間	休憩時間	週休日		

(略)				
保健給食課	南部学校給食センター長	8 : 15 ~ 17 : 00	12 : 00 ~ 13 : 00	日曜日 及び土 曜日
	東部学校給食センター職員	(略)		
(略)				
地域教育推進室	(略)			
美術博物館	(略)			
(略)				

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。